

議案第20号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 県営住宅等の整備（第2条の2・第2条の3）

第3章 県営住宅等の管理（第3条—第24条の2）

第4章 社会福祉法人等による県営住宅の使用（第24条の2の2—第24条の8）

第5章 中堅所得者等による県営住宅の使用（第24条の9—第24条の12）

第6章 駐車場の管理（第24条の13—第24条の19）

第7章 雑則（第25条—第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）の規定に基づき、県営住宅等の設置及び管理に関する事項について定め、住宅に困窮する低額所得者に対して健康で文

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）の規定に基づき、県営住宅及び共同施設の設置並びにこれらの管理に関する事項について定めることを目的とする。

化的な生活を営むに足りる住宅を低廉な家賃で提供することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) 県営住宅等 県営住宅及び共同施設をいう。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

第2章 県営住宅等の整備

(設置)

第2条の2 県営住宅等を別表第1のとおり設置する。

(整備基準)

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(設置)

第2条の2 県営住宅 (共同施設を含む。)を別表第1のとおり設置する。

第2条の3 県営住宅等は、次に掲げるところにより、整備するものとする。

(1) 周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するようにすること。

(2) 安全、衛生、美観等を考慮するとともに、県営住宅の入居者等の年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、便利で快適に居住し、又は利用できるようにすること。

(3) 県産材（県内の森林で伐採された原木を県内で加工した木材をいう。）の使用に努めることにより、環境との調和及び地場産業の振興に配慮すること。

(4) 設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減を図ること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に従うこと。

第3章 県営住宅等の管理

(入居者の公募)

(入居者の公募)

第3条 略

(入居者の資格)

第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者にあつては、第1号、第3号及び第4号）の条件を備えている者とする。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、同居する者が入居者の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者であること。

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 次のいずれかに該当する場合 21万4千円

第3条 略

(入居者の資格)

第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者にあつては、第1号、第3号及び第4号）の条件を備えている者とする。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、同居する者が入居者の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者であること。

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の令（以下「旧令」という。）第6条第4項で定める場合 旧令第6条第5項第

(ア) その者又は同居する者に障がいのある者で規則で定める要件に該当するものがあること。

(イ) その者又は同居する者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者がいること。

(ウ) その者又は同居する者に海外からの引揚者（以下「引揚者」という。）で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないものがあること。

(エ) その者又は同居する者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等（以下「ハンセン病療養所入所者等」という。）がいること。

(オ) その者が60歳以上の者であり、かつ、同居する者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者であること。

(カ) 同居する者に中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。第7条第4項第1号において同じ。）を卒業し、又は修了するまでの児童がいること。

イ 法第24条第2項の規定に該当する県営住宅の場合 21万4

1号に規定する金額

イ 県営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚^{じん}

千円（災害発生の日から3年を経過した後は、15万8千円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 15万8千円

(3) 略

(4) その者又は同居する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2・3 略

（入居者資格の特例）

第5条の2 公営住宅の借上げに係る契約の終了により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1

災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 旧令第6条第5項第2号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 旧令第6条第5項第3号に規定する金額

(3) 略

(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2・3 略

（入居者資格の特例）

第5条の2 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の県営住宅に入居の申込みをした場合におい

項各号に掲げる条件を備えている者とみなす。公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする者（第24条の2第1項の期限の到来に伴い明渡しをしようとする者を除く。）についても、同様とする。

2 略

（入居の申込み及び決定）

第6条 略

2 略

（入居者の選考）

第7条 略

2・3 略

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居さ

ては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を備えている者とみなす。

2 略

（入居の申込み及び決定）

第6条 略

2 略

3 知事は、借上げに係る県営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該県営住宅の借上げの期間の満了時に当該県営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

（入居者の選考）

第7条 略

2・3 略

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居さ

せることができる。

- (1) 中学校を卒業し、又は修了するまでの児童と同居する者
- (2) 20歳未満の子と同居する配偶者のない者
- (3) 5人以上の世帯又は18歳未満の児童が3人以上の世帯を構成する者
- (4)～(6) 略
- (7) 障がいのある者で規則で定める要件に該当するもの（以下「障がい者」という。）
- (8) 同居する者（親族に限る。）に障がい者がいる者
- (9) 略
- (10) ハンセン病療養所入所者等

(11)～(13) 略

(入居補欠者)

第8条 略

2 知事は、入居決定者が県営住宅に入居しないときは、前項の入

せることができる。

- (1) 20歳未満の子を扶養している配偶者のない者
- (2) 18歳未満の児童が3人以上の世帯を構成する者
- (3) 5人以上の世帯を構成する者
- (4)～(6) 略
- (7) 障害者で規則で定める要件に該当するもの（以下「障害者」という。）
- (8) 現に同居し、又は同居しようとする親族に障害者がいる者
- (9) 略
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(11)～(13) 略

(入居補欠者)

第8条 略

2 知事は、入居決定者が県営住宅に入居しないときは、前項の入

居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。この場合においては、第6条第2項の規定を準用する。

(入居の手続)

第9条 県営住宅の入居決定者（前条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。以下同じ。）は、知事の指定する期日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者が署名又は記名押印した請書に、知事が適当と認める連帯保証人が記名押印し、これに規則で定める書類を添えて提出すること。

(2) 略

2 知事は、特別な事情があると認める者に対しては、規則で定めるところにより、連帯保証人の保証を要しないものとすることができる。

3・4 略

(同居の承認)

第9条の2 略

居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。この場合においては、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。

(入居の手続)

第9条 県営住宅の入居決定者（前条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。以下同じ。）は、知事の指定する期日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 知事が適当と認める連帯保証人の連署した請書に規則で定める書類を添えて提出すること。

(2) 略

2 知事は、特別な事情があると認める者に対しては、規則で定めるところにより、前項第1号の請書への連帯保証人の連署を免除することができる。

3・4 略

(同居の承認)

第9条の2 略

2 知事は、次に掲げる事由の全てに該当するときは、前項の承認をすることができる。

(1) 略

(2) 前項の承認後における当該入居者の収入が第5条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に応じ、同号アからウまでに掲げる金額を超えないこと。

(3) 略

(4) 略

(入居の承継の承認)

第9条の3 略

2 知事は、同居者が次に掲げる事由の全てに該当しているときは、前項の承認をすることができる。

(1) 略

(2) 前項の承認後における当該同居者の収入が第5条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に応じ、同号アからウまでに掲げる金額を超えないこと。

(3) 略

3～5 略

2 知事は、次に掲げる事由の全てに該当するときは、前項の承認をすることができる。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(入居の承継の承認)

第9条の3 略

2 知事は、同居者が次に掲げる事由のすべてに該当しているときは、前項の承認をすることができる。

(1) 略

(2) 前項の承認後における当該同居者の収入が第5条第1項第2号アからウまでに掲げる金額を超えないこと。

(3) 略

3～5 略

(修繕費用の負担)

第14条 県営住宅等の費用又は修繕に要する費用は、次条の規定により入居者の負担とするもののほか、県の負担とする。ただし、借上げに係る県営住宅の修繕に要する費用については、別に定めるものとする。

2 略

(収入超過者等に関する認定)

第19条 知事は、毎年度、第9条の5第2項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に応じ同号アからウまでに掲げる金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

2・3 略

(住宅の明渡請求)

第24条 知事は、入居者が第1号から第6号までのいずれかに該当

(修繕費用の負担)

第14条 県営住宅及び共同施設の費用又は修繕に要する費用は、次条の規定により入居者の負担とするもののほか、県の負担とする。ただし、借上げに係る県営住宅の修繕に要する費用については、別に定めるものとする。

2 略

(収入超過者等に関する認定)

第19条 知事は、毎年度、第9条の5第2項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

2・3 略

(住宅の明渡請求)

第24条 知事は、入居者が第1号から第6号までのいずれかに該当

する場合又は同居者が第7号に該当する場合においては、当該入居者等に対し県営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(5) 略

(6) 第24条の2第1項の期限付入居決定を受けた場合において、期限が到来したとき。

(7) 略

2・3 略

4 知事は、第1項第2号から第7号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、毎月、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日（同項第6号の規定に該当することによる請求にあっては、期限の翌日）から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(期限付入居)

第24条の2 知事は、借上げに係る県営住宅その他用途廃止、建替

する場合又は同居者が第7号に該当する場合においては、当該入居者等に対し県営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(5) 略

(6) 県営住宅の借上げの期間が満了するとき。

(7) 略

2・3 略

4 知事は、第1項第2号から第5号まで又は第7号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、毎月、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5 知事は、県営住宅が第1項第6号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、その旨を通知しなければならない。

え等の予定日が決まっている県営住宅については、入居者の決定に併せて、期限を定めて当該県営住宅への入居を終了させ、当該期限は更新しない旨の決定（以下「期限付入居決定」という。）をすることができる。

2 期限付入居決定を受けた入居者は、期限が到来するまでに県営住宅を明け渡さなければならない。

3 知事は、期限付入居決定をしようとするときは、当該決定をしようとする者（次項において「入居予定者」という。）に対し、前項に規定する事項について書面により説明を行うものとする。

4 入居予定者は、前項の規定による説明を受けたときは、当該説明を受けた旨を証する書類を知事に提出しなければならない。

5 知事は、期限付入居決定を受けた入居者に対し、期限が到来する日の6月前までに、期限が到来する旨及びその期日を通知しなければならない。

6 期限付入居決定を受けた入居者の同居者に対し第9条の3第1項又は第4項の承認を行う場合は、当該期限の範囲内で入居を終了させ、当該期限は更新しないものとする。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。

第4章 社会福祉法人等による県営住宅の使用

(社会福祉法人等による県営住宅の使用の許可)

第24条の2の2 略

(使用許可の取消し)

第24条の8 略

第5章 中堅所得者等による県営住宅の使用

(特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者による県営住宅の使用)

第24条の9 略

(準用)

第24条の12 第24条の9の規定による県営住宅の使用については、第3条、第4条、第6条から第9条の3まで、第10条から第18条まで及び第22条から第24条の2までの規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「前3条」とあるのは「第24条の9」

(社会福祉法人等による県営住宅の使用の許可)

第24条の2 略

(使用許可の取消し)

第24条の8 略

(特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者による県営住宅の使用)

第24条の9 略

(準用)

第24条の12 第24条の9の規定による県営住宅の使用については、第3条、第4条、第6条から第9条の3まで、第10条から第18条まで及び第22条から第24条までの規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「前2条」とあるのは「第24条の9」と、

と、第10条第1項中「第21条の2第1項又は第22条の2第1項」とあるのは「第22条の2第1項」と、第22条第1項中「第9条の4第1項、第21条第1項若しくは第21条の3第1項の規定による家賃の決定、第12条（第21条第3項又は第21条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは敷金の減免若しくは徴収の猶予、第21条の2第1項の規定による明渡しの請求、第21条の4の規定によるあっせん等」とあるのは「第24条の11の規定による家賃の決定、第12条の規定による家賃若しくは敷金の減免若しくは徴収の猶予」と読み替えるものとする。

第6章 駐車場の管理

（駐車等の禁止）

第24条の13 略

（県営住宅駐車場使用者の資格）

第24条の14 略

2 前項の規定にかかわらず、第24条の2の2の規定により県営住宅を使用する社会福祉法人等であって次に掲げる条件を備えてい

第10条第1項中「第21条の2第1項又は第22条の2第1項」とあるのは「第22条の2第1項」と、第22条第1項中「第9条の4第1項、第21条第1項若しくは第21条の3第1項の規定による家賃の決定、第12条（第21条第3項又は第21条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは敷金の減免若しくは徴収の猶予、第21条の2第1項の規定による明渡しの請求、第21条の4の規定によるあっせん等」とあるのは「第24条の11の規定による家賃の決定、第12条の規定による家賃若しくは敷金の減免若しくは徴収の猶予」と読み替えるものとする。

（駐車等の禁止）

第24条の13 略

（県営住宅駐車場使用者の資格）

第24条の14 略

2 前項の規定にかかわらず、第24条の2の規定により県営住宅を使用する社会福祉法人等であって次に掲げる条件を備えているも

るものは、県営住宅駐車場の使用者の資格を有するものとする。

(1)・(2) 略

(明渡請求)

第24条の18 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、県営住宅駐車場の使用者（以下この項において「使用者」という。）に対し、当該県営住宅駐車場の明渡しを請求することができる。

(1)～(4) 略

(5) 使用者又はその同居者（第24条の2の2の社会福祉法人等においては、社会福祉事業等を行うために県営住宅駐車場を利用する者）が県営住宅駐車場又はその附帯設備を故意に毀損したとき。

(6)～(8) 略

2～8 略

(住宅の管理に関する規定の準用)

第24条の19 県営住宅駐車場の管理については、第24条の13から前条までに定めるもののほか、第9条の2第1項、第9条の3第1

のは、県営住宅駐車場の使用者の資格を有するものとする。

(1)・(2) 略

(明渡請求)

第24条の18 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、県営住宅駐車場の使用者（以下この項において「使用者」という。）に対し、当該県営住宅駐車場の明渡しを請求することができる。

(1)～(4) 略

(5) 使用者又はその同居者（第24条の2の社会福祉法人等においては、社会福祉事業等を行うために県営住宅駐車場を利用する者）が県営住宅駐車場又はその附帯設備を故意に毀損したとき。

(6)～(8) 略

2～8 略

(住宅の管理に関する規定の準用)

第24条の19 県営住宅駐車場の管理については、第24条の13から前条までに定めるもののほか、第9条の2、第9条の3第1項及び

項及び第4項、第10条、第12条、第16条、第17条第1項及び第2項、第18条第1項本文、第20条、第21条の2並びに第23条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第9条の2第1項	略	
	を同居させようとするときは	に県営住宅駐車場を使用させようとするときは
略		

第7章 雑則

(住宅管理人)

第25条 知事は、県営住宅等の管理に関する事務を補佐させるた

第4項、第10条、第12条、第16条、第17条第1項及び第2項、第18条第1項本文、第20条、第21条の2並びに第23条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第9条の2	略	
	を同居させようとするときは	に県営住宅駐車場を使用させようとするときは
	公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第10条で定めるところにより	規則で定めるところにより
略		

(住宅管理人)

第25条 知事は、県営住宅及び共同施設の管理に関する事務を補佐

め、住宅管理人を置くことができる。

(管理の代行)

第26条 知事は、法第47条の規定に基づき、別表第2の左欄に掲げる県営住宅等の管理をそれぞれ同表の右欄に掲げる市町村又は鳥取県住宅供給公社に行わせる。

2 略

別表第3 (第26条関係)

この条例の条項	事務の内容
略	
第24条第1項	不正の行為等による入居者に対する県営住宅の明渡請求に係る事務（家賃を3月以上滞納したことを事由とする明渡請求に係る事務を除く。）
第24条の2第3項から第5項まで（同条第6項において準用する場合を含む。）	期限付入居決定に係る事務

させるため、住宅管理人を置くことができる。

(管理の代行)

第26条 知事は、法第47条の規定に基づき、別表第2の左欄に掲げる県営住宅（共同施設を含む。）の管理をそれぞれ同表の右欄に掲げる市町村又は鳥取県住宅供給公社に行わせる。

2 略

別表第3 (第26条関係)

この条例の条項	事務の内容
略	
第24条第1項及び第5項	不正の行為等による入居者に対する県営住宅の明渡請求に係る事務（家賃を3月以上滞納したことを事由とする明渡請求に係る事務を除く。）

略

略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定及び第7条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第5条及び第7条の規定は、平成25年4月1日以降の入居者の決定について適用する。

3 新条例第5条第1項第2号アの(オ)の規定の適用については、平成25年4月1日前に57歳以上である者は、60歳以上の者であるものとみなす。